『いちばんやさしい身近な人が亡くなった後の手続き・届け出』 改正情報

2024年より1月から相続時精算課税制度が改正されたことを受け、下記の通り訂正させていただきます。

●225 ページ 表「暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較」 改正前)

	暦年課税	精算課税	相続税
課税	相続税課税	相続財産に合算の	相続税課税
		上相続税課税	
贈与財産への	相続開始前3年	精算課税適用後の	_
相続税課税	以内の贈与財産	全ての贈与財産	(すでに納税し
	(還付あり)	(還付あり)	ている贈与税は
			還付)
小規模宅地等の	できない	できない	できる
適用			
遺産分割の対象	対象ではない	対象ではない	対象

改正後)

	暦年課税	精算課税	相続税
課税	相続税課税	相続財産に合算の	相続税課税
		上相続税課税	
贈与財産への	相続開始前3年	精算課税適用後の	
相続税課税	以内の贈与財産	全ての贈与財産	_
	(還付なし)	(還付あり)	
小規模宅地等の	できない	できない	できる
適用			
遺産分割の対象	対象ではない	対象ではない	対象

●225 ページ MEMO 内の本文下から 6 行目

改正前) 贈与税の還付を受けることができます。

改正後) 相続税と相殺しきれない贈与税の還付を受けることはできません。

●225 ページ MEMO 内の男性の吹き出し

改正前) 相続税と贈与税のどちらも課税されては、たまったものではありませんからね

改正後) 暦年課税の贈与税は全額還付を受けられませんが、相続時精算課税であれば、全 額還付を受けられます